



内閣府

新しい公益信託制度について (令和8年5月版)



内閣府公益法人行政担当室

内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」



チャリタブル
トラスト

公益信託イメージキャラクター 「こうえきしんたくん」

キャラクターの由来

公益信託: Charitable Trust
(チャリタブルトラスト)

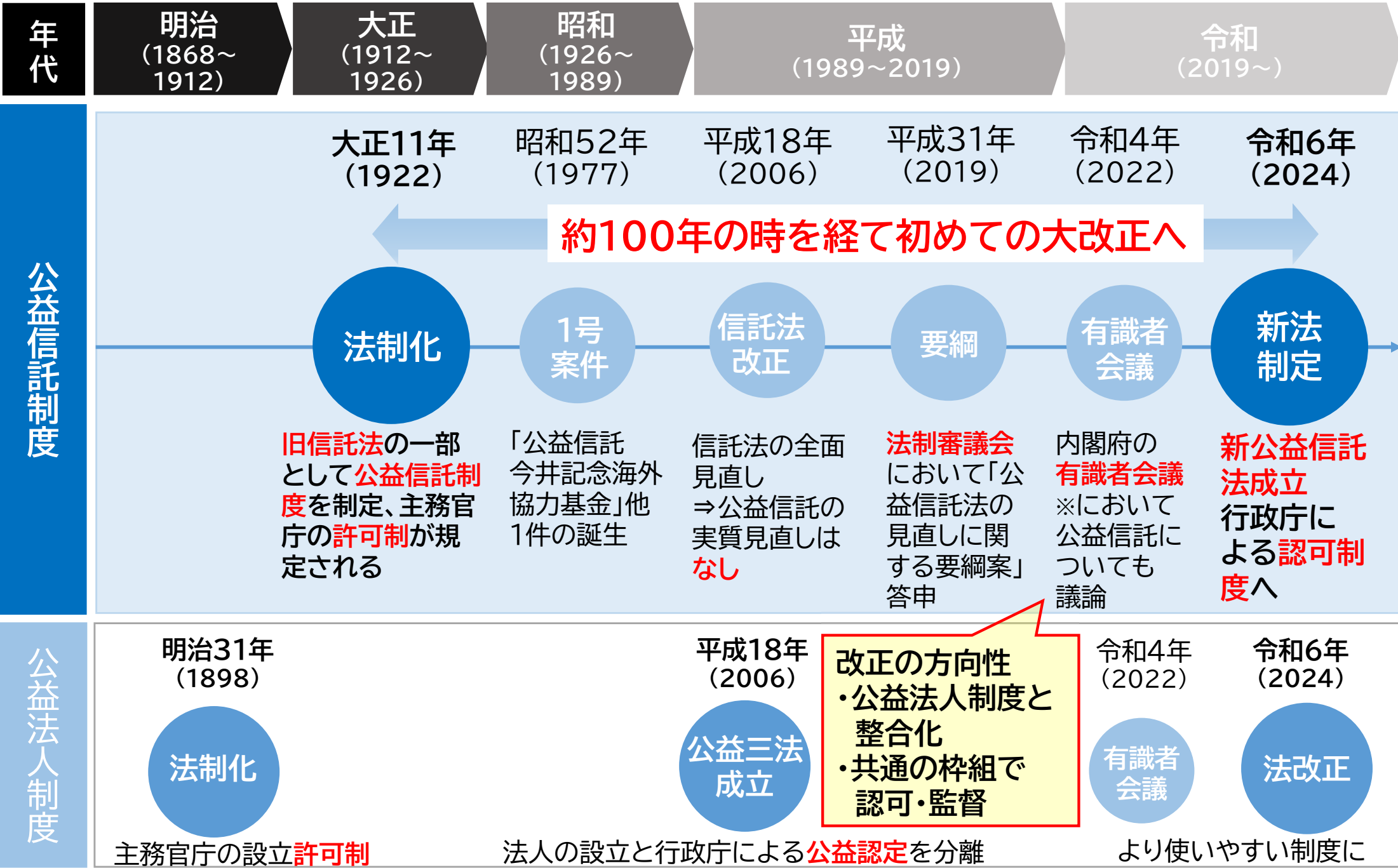
こうえきしんたくん情報

- ・出身: 虎(トラ)ノ門
- ・リュックの中身: 「公益」
- ・活動: 自転車に乗って不特定多数の者に
「公益」(リュックの中身)を配ります。
- ・頭の黄色: ヘルメット(道交法遵守)

1. 新しい公益信託制度の概要

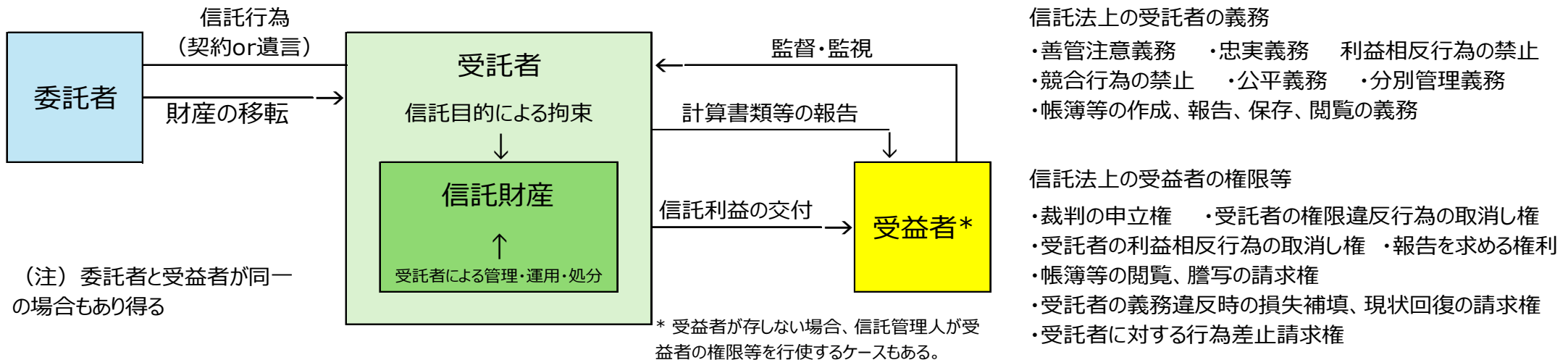


公益信託制度の変遷 -「車の両輪」である公益法人制度 / 公益信託制度-



「信託」とは

- 「信託」とは、「信じて託す」と書くように、自分の財産を信頼できる他人に託し、誰かのために管理・運用・処分してもらう一種の財産管理制度です。
- 「信託」には、財産を託す人(委託者)、財産の移転を受け託される人(受託者)、財産から生じる利益等を受け取る人(受益者)が存在します。
- 受託者は信託目的に従って信託財産を管理・運用・処分し、信託の利益を受益者に交付します。



「信託」の特徴

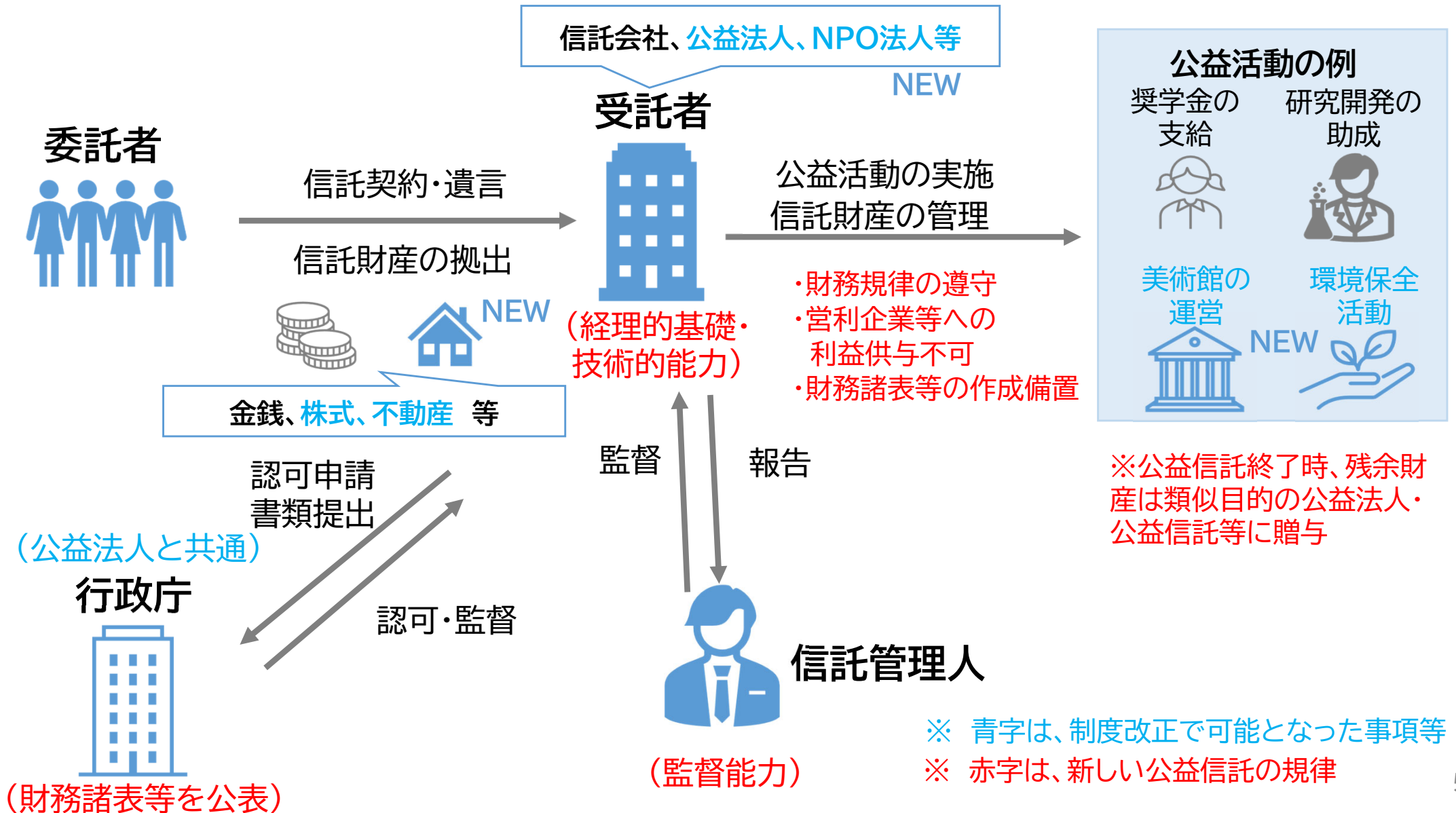
- 委託者から受託者に財産権が移転し、受託者が唯一の権限者となる。
- その一方で、受託者には「善管注意義務」「忠実義務」「分別管理義務」「違反時の賠償責任」等の義務と責任が生じる。
- 財産権は法的には受託者に帰属するが、経済的、実質的な効果は受益者が享受する。

「公益信託」の場合（一般的な信託と比べた特徴）

- 特定の**受益者の定めがない**。受託者は、**公益事務を行うことのみを目的に**信託財産の管理・運用・処分を行う。
- 特定の受益者の定めがないため**「信託管理人」が必置となり**、受託者を監視・監督する。
- 公益信託も信託の一類型であるため、一部の適用除外や読み替えはあるものの**信託法は原則適用**される。

新しい公益信託制度の概要

- 公益信託は、契約・遺言により委託者から受託者(担い手)に託された財産を用いて、受託者が「委託者の思い」に沿った公益活動を継続的に行う仕組みです。
- 公益信託制度の抜本的な見直しにより、民間の公益活動のより身近なツールになることを目指しています。

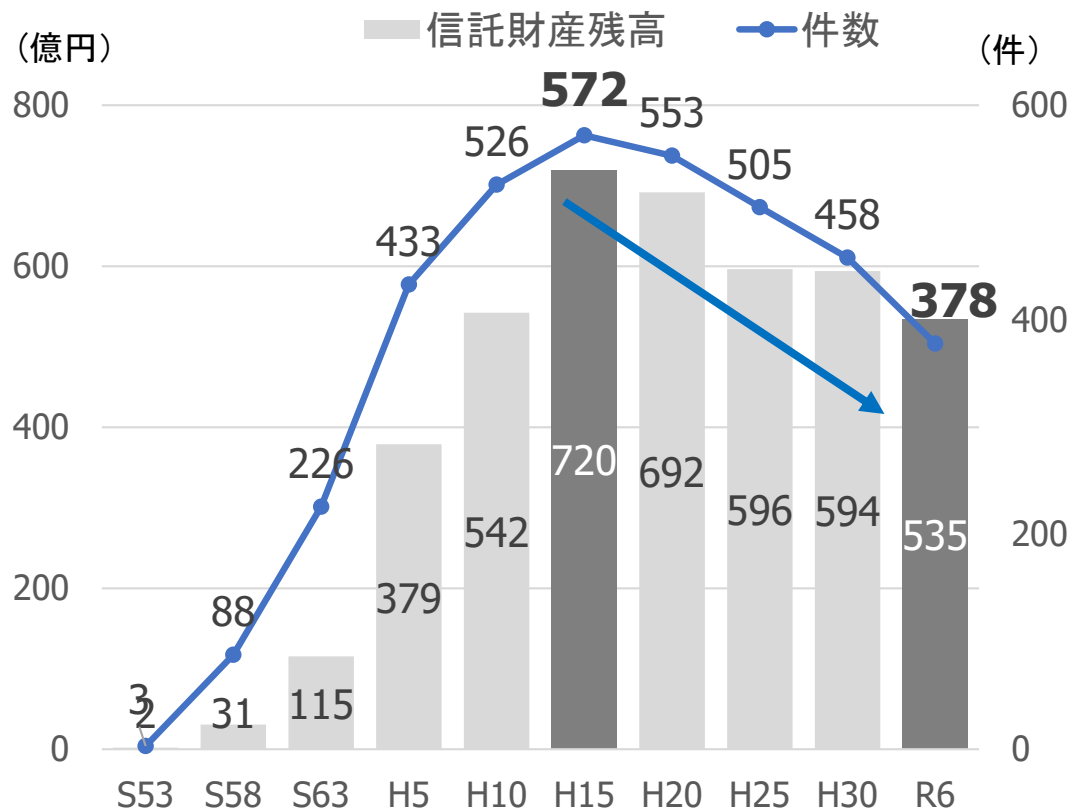


これまでの公益信託

直近で誕生した公益信託の例

出所:一般社団法人信託協会「公益信託の受託状況(令和5年3月末現在)」、「同(令和4年3月末現在)」

名称等	活動内容等
公益信託 島田宗衛・令子記念育英基金 (主務官庁:文部科学省) (認可年月日:令和4年11月18日)	東京都大田区・千葉県千葉市を中心とする東京都および千葉県内の高等学校に在籍する、学業優秀、品行方正でありながら経済的に恵まれない生徒に奨学金を給付する。 (委託者:個人)(当初信託財産:1億円)
公益信託 商船三井モーリシャス自然環境回復保全・国際協力基金 (主務官庁:外務省) (認可年月日:令和3年11月24日)	モーリシャス沖のタンカー座礁事故被害の影響を受けたモーリシャス共和国の自然環境回復、保全に貢献する支援を行い、かつその活動がモーリシャス国民の健康的な生活及び持続可能な経済発展に資すること。(委託者:法人)(当初信託財産1億円)



公益信託の活用が低調な理由

1

主務官庁制の下で
許可・監督の基準が不統一

2

引受け許可申請手続きに
時間とコストがかかる

3

受託者、信託財産、信託事務、報酬等に
事実上制限あり

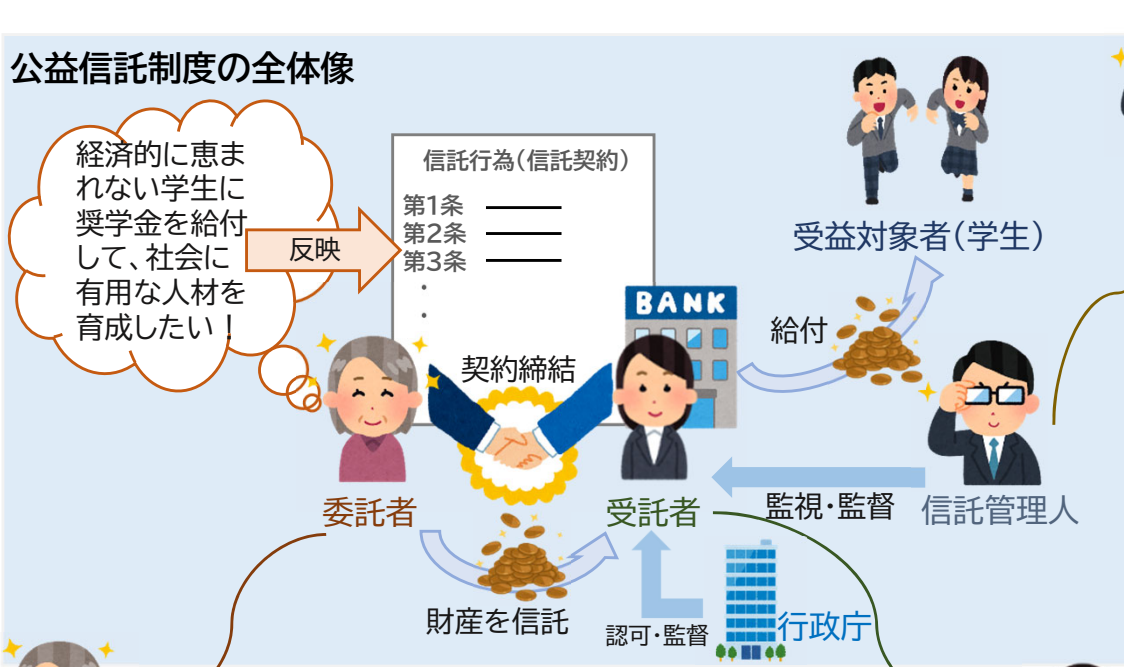
4

認知度が低い

出所:一般社団法人信託協会「公益信託の受託状況(令和6年3月末現在)」より内閣府作成

公益信託の関係者(委託者・受託者・信託管理人)

公益信託制度の全体像



◆ 信託管理人とは、どのような人？

- ・委託者・受託者から独立の立場から受託者を監督 (委託者・受託者の親族等は信託管理人になれない)
- ・受託者を適正に監督できる能力がある必要(行政庁が審査)
- ・信託管理人及びその親族等に対する利益供与は不可

◆ 主な権限

(通常業務)

- ・執行方針(事業計画・収支予算書)の承認
- ・受託者による公益信託事務の処理状況の監督
- ・利益相反行為の承認、義務違反行為の取消・差止、損失補填請求
- ・実績(財務諸表・信託概況報告)の承認

(公益信託の枠組み)

- ・受託者の選・解任(委託者との合意)
- ・信託の変更(委託者・受託者との合意)

◆ 委託者とは、どのような人？

- ・信託財産を抛出し、公益信託の枠組みを設定(信託行為)
公益信託の枠組み:公益信託の目的、公益事務の内容等
公益信託のガバナンス
受託者・信託管理人

(公益信託における特徴)

- ・信託財産が、委託者に戻ることはない。
- ・委託者及びその親族等に対する利益供与は不可
- ・委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しない。

◆ 主な権限

- ・信託事務の処理状況についての報告を受ける
- ・受託者の選任・解任(信託管理人との合意)
- ・信託の変更(受託者・信託管理人との合意)

※ 信託行為に定めれば、受託者による公益信託事務の処理状況の監督権限(損失補填請求など)を持つことができる。

◆ 受託者とは、どのような人？

- ・信託契約の当事者。信託行為に従い、公益信託事務を実施

- ・公益信託事務に必要な経理的基礎及び技術的能力(行政庁が審査)
- ・受託者及びその親族等への利益供与は不可

◆ 主な職務

- ・公益信託事務の執行方針の決定(事業計画・収支予算書)
- ・公益事務の実施、財産の分別管理(資産運用を含む)
- ・実績(財務諸表・信託概況報告)の開示
- ・信託の変更(委託者・信託管理人との合意)

◆ 主な義務

- ・善良な管理者の注意義務(自己のモノの管理より高い注意義務)
- ・忠実義務 (利益相反行為、競合行為の原則禁止等)
- ・権限外の行為や義務違反の場合、損失の填補・原状回復義務 (受託者が法人の場合、その役員も連帯責任)
- ・公益信託事務により生じた債務について無限責任

公益信託制度の概要等

1. 公益信託の定義

- 公益信託は、公益信託法の定めによりする受益者の定めのない信託であって、「公益事務」を行うことのみを目的とするものをいいます。
 - ※ 公益信託は信託の一種であり、原則として、信託法の規定が(公益信託法33条等で読み替えられて)適用されます。
 - ※ 「**公益事務**」は、学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務をいいます。
 - ※ 「**公益信託事務**」という用語も使われています。これは、公益事務の実施のほか、資産運用や管理業務(各種書類の作成など)も含め、公益信託のために行われる信託事務全体を指す概念です。

2. 公益信託の設立

- 公益信託は、委託者と受託者の**信託契約**又は委託者の**遺言**(これらを「**信託行為**」といいます。)により設立されます(公益信託は、行政庁の認可を受けなければ効力を生じません)。
 - ※ 信託行為に、2以上の都道府県で公益事務を行う旨定めるものは内閣府が、それ以外は都道府県が行政庁となります。行政庁は、公益信託認可基準に適合すると認めるとき(欠格事由に該当する場合を除く)は、認可します。認可の申請は、受託者が行います。行政庁は、合議制機関(公益認定等委員会等)への諮問・答申を経て判断します。

3. 公益信託の運営等

- **受託者**は、財務規律や情報開示など、公益信託に求められる規律を遵守しつつ、信託行為に従い、公益信託を運営します。
- **行政庁**は、公益信託の適正な運営を確保するため、監督を行います。毎年度の定期提出書類(原則、公表)を確認し、必要に応じ、報告要求・立入検査による実態把握、勧告、命令、公益信託認可の取消し等の処分等を行います。

公益信託の認可から終了までの流れ

認可

監督

終了

主な認可基準(第8条)

- 信託の目的
- 受託者・信託管理人の適正性
- 財務規律充足の見込み
- 報酬の適正性
- 残余財産の規律 等

認可後の遵守事項 (第16条～第21条)

- 財務規律の充足
- 公益信託報酬の支払基準
どおりの支払い
- 財産目録等の備置き、行政
庁への提出 等

公益信託の終了事由 (第23条)

- 信託目的の達成・不達成
- 信託行為の定め
- 公益信託認可の取消し 等

欠格事由(第9条)

- 特定の法令違反による刑罰を受けた者
(受託者・信託管理人)
- 受託者・委託者の親族等特別の関係のある者(信託管理人)
- 信託行為の法令・行政処分違反
- 暴力団員等が支配するもの 等

公益信託認可の取消し 事由(第30条)

- 不正な手段による公益信託
認可
- 暴力団員等による支配
- 行政庁の命令に従わない
とき 等

信託の終了及び清算 (第25条～第27条)

- 終了・清算の届出
- 他の公益信託の受託者、公益
法人等への残余財産の帰属
- (信託目的の達成等により
終了した公益信託は類似の
信託目的に変更して公益信託を
継続することも可能(第24条))

公益信託の変更は認可が(原則)必要 (第12条～第15条、第22条)

- 受託者・信託管理人の選任
 - 類似の信託目的への変更
 - 信託の併合又は分割 等
- (届出)軽微な変更、受託者・信託管理人の
辞任、解任 等

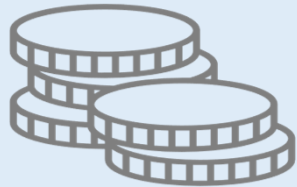
公益信託に係る主な税制

- 令和6年税制改正により、公益信託認可と税制優遇が連動し、認可を受けた全ての公益信託において、財産拠出者の寄附金控除、法人税の別枠損金算入等、**基本的に公益法人並びの税制優遇**を受けるとなりました。

主な税制優遇の内容

寄附金控除(所得控除)

個人が公益信託に寄附したときは、所得税の控除を受けられます。



金銭



株式、不動産など

譲渡所得等非課税

個人が現物を寄附した際のみなし譲渡所得税について国税庁長官の承認を受けたときは非課税になります。



受託者

信託財産に生じる所得の非課税*

* 利子・配当等に係る源泉所得税も非課税となります。

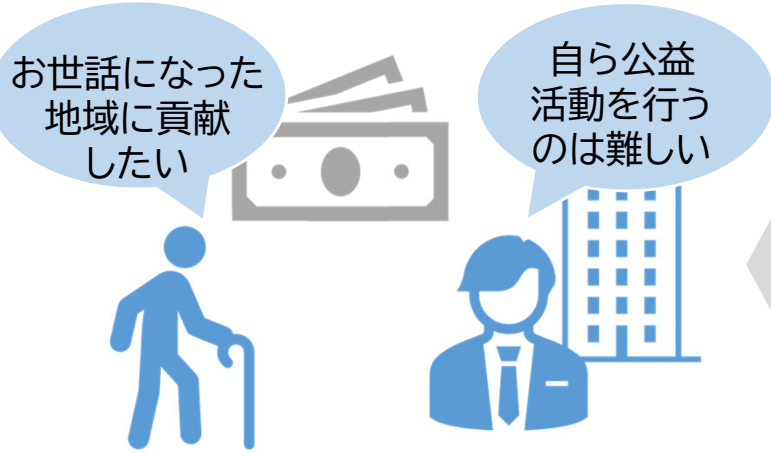
別枠損金算入

法人が公益信託に寄附金を支出したときは、一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別枠で損金算入が可能です。

委託者
寄附者

地域密着助成モデル

委託者



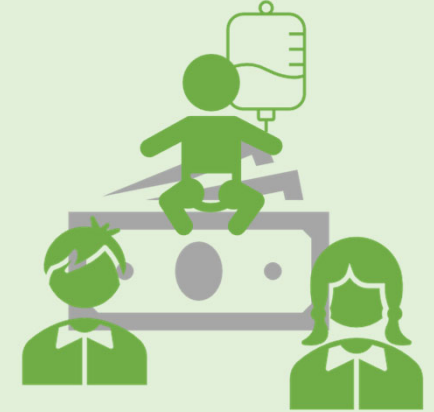
地域の子供たちのための基金を作りたい人
株式で得た資産を地元に還元したい

受託者



地域密着した社会貢献活動を支援する**非営利法人**

公益事務



地域の子供たちを支援する団体への助成

助成

■ スキーム概要

- 金銭を信託財産とし、地域の子供を支援する団体への助成を目的とした公益信託を「**特定資産公益信託**」として設定
- 受託者は、受給者の募集、選考、助成金の交付等の公益事務を行う

■ 公益信託とするメリット

- 財産規模に応じて、地域や信託期間を設計可能
- 委託者自身に人や事務所等の**リソースがなくても、想いに沿った公益活動が可能**
- **主務官庁制の枠にとらわれない助成が可能**
(奨学金と難病支援の組み合わせ等)
- 寄附金控除等の税制優遇措置

株式配当活用モデル

委託者

起業した利益の一部を還元したい



株券

保有株式を用いて
社会に還元したい
企業オーナー

受託者



株式実務に
精通した信託銀行

助成

公益活動



難病治療の研究者
への助成金の支給

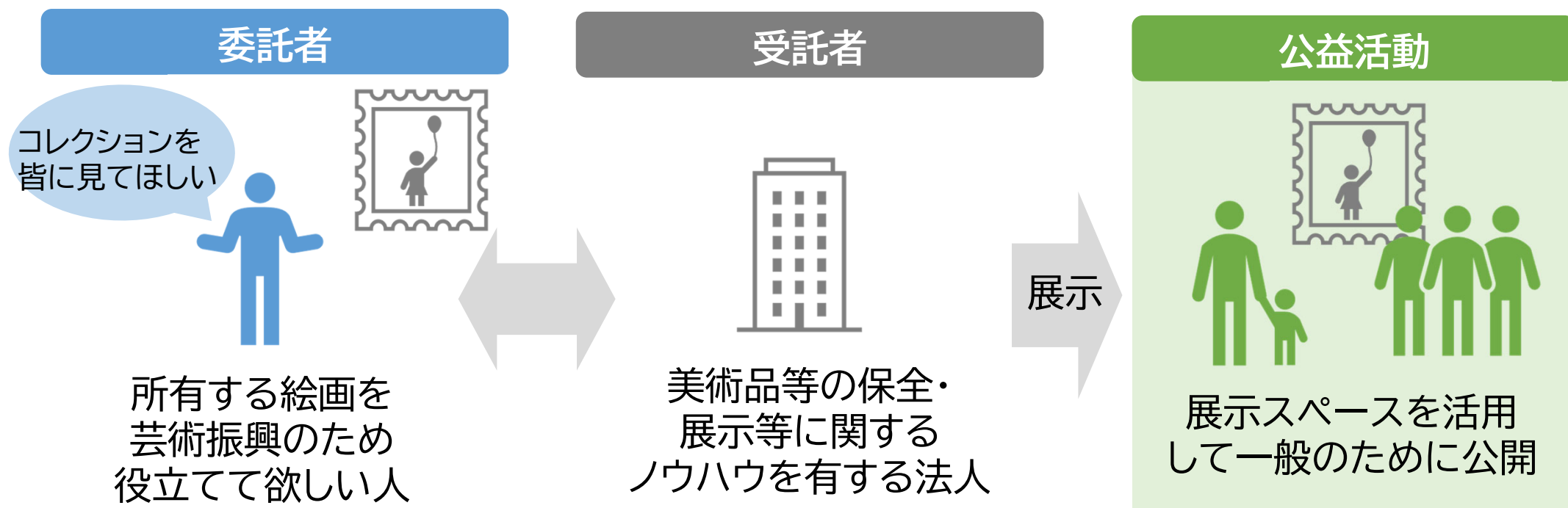
■ スキーム概要

- 株式を信託財産とし、配当金を原資に難病治療の研究者への助成を目的とする公益信託を設定
- 受託者は、受給者の募集、選考、助成金の交付等の公益事務を行う
- 議決権は委託者等の助言に基づき、受託者が行使する

■ 公益信託とするメリット

- 財団法人を設立することなく、信託財産の**規模に応じた公益事務**の実施
- 公益法人への現物寄附と同様の税制優遇措置
- 委託者が死亡した後も株式から生じる利益を**公益のために活用可能**

美術品の展示・活用モデル



■ スキーム概要

- 美術品等の動産の保全、一般への公開等を目的として公益信託を設定(美術品の活用等に精通した法人と信託実務(財産管理、信託計算、報告書作成等)に精通した法人との**共同受託も想定**される)
- 受託者は、既存の美術館等で公開、信託財産の規模等によって、展示スペースを設けて公益活動

■ 公益信託とするメリット

- 財団法人を設立することなく、信託財産の規模に応じた公益事務の実施
- 公益法人への現物寄附と同様の税制優遇措置
- 受託者が有する美術品の保全の**ノウハウ等を活用**することが可能
- 委託者が死亡した後も美術品等が**散逸することなく公益のために活用可能**

委託者から見た公益信託の特徴等

①委託者の顕彰

- 公益信託の名称に財産を出捐された委託者の名前を入れることが可能で、未永く委託者の想いや意思が伝えられること。



②設計自由度の高さ

- 「公益事務」の内容、規模、地域、期間等を委託者の想いに合わせてオーダーメイドの公益信託を設定できること。
- 委託者が出捐した信託財産は、信託行為に定められた「公益信託の目的」に沿って運営されること。

③設定・管理・運営の手間が不要であること

- 信託の設定手続きや主務官庁への許可申請、及び設定後の公益事務の実施や行政庁への各種報告等は、すべて受託者が行い、委託者に事務的な負担が発生しないこと。

④ガバナンスの確保と信託財産の安全性

- 公益信託法や信託法により受託者に対して各種義務(財産目録等の作成、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等)が課せられていること。
- 信託財産は受託者の固有財産や他の信託財産から分別して管理され、受託者から独立性が確保されているため、仮に受託者に破産等が生じてても信託財産には影響しないこと。
- 公益信託は、行政庁の検査・監督を受けるほか、公益信託ごとに信託管理人による監督が行われ、財産管理・事業運営を監視する仕組みが設けられていること。
- (注意!)委託者が公益信託から利益を受けることはなく、残余財産が委託者に戻ることもないこと。

⑤税制上の優遇措置

- 公益信託の委託者には、公益法人に対する寄附と同等の税制上の優遇措置(設定時の寄附金控除、別枠での損金算入等)が講じられていること。(※寄附金控除については、所得控除のみ)

公益法人制度との主な相違点等

① 構成要素(委託者・受託者・信託管理人)について

- 多様な属性の法人・自然人が関与し得る(複数受託者による共同受託の場合もある)
- 理事、監事、評議員等のような、内部ガバナンスに関する法令上の「型」がない
- 受託者の権限・裁量は、信託行為によって制約される
- 同一の法人等が複数の公益信託の受託者となることも(100件近く受託するケースも)

【大事になるポイント】

- ① 公益信託の担い手としての能力(受託者・信託管理人の能力)をいかに確保するか
- ② ガバナンスの基礎となる委託者の意思をいかに信託行為で明確化できるか
- ③ 受託者等の属性・規模に応じて、手続・書類・情報開示をいかに合理的なものとできるか

② 事務内容・財務規律について

- 「公益事務を行うこと」のみを目的とし、収益事業等を行うことはできない
→そのため、公益事務割合(cf.公益目的事業比率)は50%ではなく70%以上である必要
- 中期的収支均衡、使途不特定財産規制の対象は「公益信託事務」(←管理費を含む)
- 財務規律が適用除外となる「特定資産公益信託」が存在

公益法人の設立、直接寄附との参考比較

	公益信託の設定	公益法人の設立	指定寄附・冠基金
拋出者の意向	委託者が信託目的等を設定し信託行為をするため、 委託者の想いが反映可能	定款の定めにより、設立者の意向に沿った事業内容とすることが可能	寄附契約の内容や団体の実態に応じて様々
手続	受託者が行政庁に対して認可申請をすることから、委託者にとっては 公益法人設立と比較し負担が少ない	定款認証を受け、一般法人を設立し、行政庁による認定を受ける必要がある	寄附契約の内容にもよるが、簡易な手続で可能
規模	機関設置が不要 であることから、公益法人と比較し小規模な財産で設定が可能(最低限の運営費等は必要)	法人運営のため、機関設置・一定の財産が必要	寄附先団体によるが、少額からの寄附が可能
財産	金銭的価値を算出できるものであれば、 不動産や権利等も信託財産とすることが可能	設立時の財産に特段の制限はない	寄附先団体により、受け入れ可能財産は変わる
税制優遇	寄附金控除、別枠損金算入等の 優遇あり	寄附金控除、別枠損金算入等の 優遇あり	寄附金控除、別枠損金算入等優遇は寄附先団体による
破綻時の取扱い	受託者が破産しても信託財産は保護(倒産隔離機能)	—	寄附先団体が破産した場合には、保護されない

(参考) 受託者の義務等

- 受託者は、公益信託の目的達成のために必要な行為をする権限を有し、信託の本旨に従い、公益信託事務を処理しなければなりません(信託法29条1項)。「信託の本旨」とされているのは、形式的に信託行為の定めに従うにとどまらず、当該信託が設定された目的を達成するよう信託事務を処理する義務を負うということを強調したためです。

信託法は、信託財産の「管理」や「処分」を中心に規定されていますが、公益信託の目的は、公益事務(事業)の実施であり、信託財産の「管理」や「処分」は、公益信託事務の一部の要素といえます。

受託者が処理する公益信託事務として通常想定されるものの主な内容として挙げられるのは

- ・ 毎年度、公益信託事務の執行方針(事業計画・収支予算書)の決定(信託管理人の承認が必要)、
- ・ 公益事務の実施、信託財産の管理(資産運用等)、信託財産の分別管理義務(34条)／信託帳簿の作成義務(37条1項)
- ・ 年度終了後には、実績(財務諸表・信託概況報告等)のとりまとめ(信託管理人の承認が必要)(37条2項等) などが課せられています。

また、社会情勢の変化等に応じて、必要があれば「信託の本旨」に従い信託の変更等について検討することも受託者の義務と考えられます。

- 受託者が、公益信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもって処理しなければなりません(29条2項)。「善良な管理者の注意義務」は、「自己の財産におけるのと同じの注意」より高度な義務であり、受託者の職業や専門性に応じて、当該職業等にある者として通常要求される注意義務です。公益信託においては、受託者の経理的基礎及び技術的能力について申請書等において表明することとしており、その説明に応じた高度の注意義務が求められます。
- 受託者は、公益信託事務の処理や固有業務を処理するに当たって、公益信託の目的を犠牲にして、自己またはその利害関係人の利益を得ることが禁じられます(忠実義務。30条)。忠実義務のうち、特別の取扱いが必要な事項として、受託者と信託財産との取引その他の利益相反行為の原則禁止(31条)及び競合行為の原則禁止(第32条)として規定されています。これらに違反する行為は、無効・取消可等とされる(31条・32条)ほか、当該行為によって受託者等が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定されます(40条3項)
- 受託者がこのような受託者の義務を果たさなかったによって信託財産に損失又は変更が生じた場合には、損失の填補又は原状回復をしなければなりません(40条)。受託者が権限外の行為をして、信託財産からその費用等の償還を受ける行為等も、善管注意義務に違反する行為です。受託者が法人である場合には、その理事等も連帯責任を負います(悪意又は重過失の場合)。
また、公益信託事務の実施等に当たって受託者が行う契約等の主体は受託者であり、信託財産が十分でない場合には、最終的に、受託者が債務者としての責任を果たす必要があります。

(参考) 委託者について

- 委託者は信託の設定主体であり、設定の場面では大きな役割を果たしますが、設定後には受託者や信託管理人ほどの重要性を有していません。私益信託において、信託成立後は、信託に関する権利義務関係は、原則として受託者と受益者との間で形成されます。ただし、いわゆる目的信託(受益者の定めのない信託。公益信託は含まれない)においては、受益者が存在しない中で、委託者の権限を強化してガバナンス確保を図っています(信託法260条等)。
- 公益信託においては、信託管理人を必置とすることでガバナンスの確保を図り、むしろ、委託者の影響力を制限するような規律もあります。
 - ・ 委託者を帰属権利者とすることができない旨を明記(公益信託法4条2項4号カッコ内)
 - ・ 信託行為に別段の定めがない限り、委託者及び信託管理人の合意で公益信託を終了できない(同法23条2項)
 - ・ 委託者の地位は、相続により承継しない(同法33条2項)
 - ・ 公益認可基準として、委託者及びその親族等に対して特別の利益を与えるものではないこと(同法8条4号)
(公益信託と、委託者及びその親族等との取引は開示の対象)
 - ・ 信託管理人の欠格事由として、委託者又はその親族等である者(同法9条3号)
- 公益信託における委託者の権限として、信託法には、次の権限が定められています(信託行為において制限可(信託法145条1項))。
 - ・ 公益信託を監視・監督する権限として、
信託事務の処理の状況について報告請求権、受託者の選解任に係る権限 など
 - ・ 信託の基礎的な変更に関する権限として、
信託の変更に係る権限、信託の終了、信託の併合、吸収信託分割、新規信託分割等に係る権限 など
 - ・ 利害関係人としての権限
また、信託行為に定めることにより、受託者等による権限違反行為の取消、利益相反行為の取消、受託者の競合行為に対する介入、帳簿等の閲覧請求 等の権限を付与することも可能とされています(信託法145条2項)。
- このほか、信託行為において、任意に委託者の権限を定めることは排除されませんが、
 - ・ 公益信託事務は、受託者の責任において実施する必要があり、委託者が拘束力のある指示等を行うことはできません。
法令に反しない範囲で助言することは可能ですが、委託者の私的利益のために用いられないことがないよう配慮することが求められます。
 - ・ 信託行為において、委託者の権限が規定されている場合には、公益信託の審査・監督に当たり、公益事務の公益性が確保されるか、委託者等に特別の利益を与えるものではないと言えるか、等についてチェックされることとなります。

2. 具体的な制度運用について

(公益信託認可等ガイドライン)



公益信託認可等ガイドライン(全体像)

- 公益信託法や、これに基づく政令、内閣府令等を踏まえた具体的な制度運用について、「公益信託認可等に関する運用について」(以下「**公益信託認可等ガイドライン**」という)にまとめています。
 - 具体的には、公益信託制度の趣旨や目的、公益事務該当性の考え方のほか、法令に基づく認可基準、欠格事由、申請、監督の場面における運用などを記載しています。
 - 今後の制度運用状況を踏まえ、随時、改訂していく予定です。
- ※ ガイドラインは非常に大部となっています。制度運用の詳細について知りたい場合など、適宜辞書的に御利用ください。

ガイドラインの構成 (※公益法人のガイドラインと同様の構成)

第1章 基本的事項(総則)	• 目的、関係者の責務、公益行政の基本的な考え方 等
第2章 公益事務該当性の判断	• 審査に当たっての確認事項・判断基準、具体的な事業類型ごとの当てはめ 等
第3章 公益信託認可基準等	• 認可基準(公益信託の目的、受託者の経理的基礎・技術的能力、信託管理人の能力 等)
第4章 公益信託認可の申請等	• 信託行為の記載、認可申請・変更認可・変更届等の手続、併合・終了に係る手続 等
第5章 公益信託における財務規律等	• 財務規律(中期的収支均衡、公益事務割合、使途不特定財産保有制限)、情報開示 等
第6章 監督	• 監督の基本方針、定期提出書類の確認、報告徴収・立入検査、監督処分等の適用方針 等
第7章 移行認可(経過措置)	• 既存の公益信託に係る移行認可の申請手続等

公益信託認可ガイドライン 第1章(基本的事項①)

第1章は、①ガイドラインの趣旨・目的、②ガイドラインにおける基本的な考え方、③事務処理の原則、④内閣府と都道府県との連携、⑤行政手続法及び行政不服審査法との関係について記載しています。

第1. 公益信託ガイドラインの趣旨・目的

- 公益信託制度改正のポイントは、「公益信託制度を公益認定制度に一元化し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みとすることで、民間による公益的活動に関する選択肢を多様化し、活性化するための環境を整備する。」こと。
- ガイドラインは、法令の適用に当たり留意すべき事項等を示し、以下のような使用のされ方を想定しています。
 - ① 公益信託設定の関係者が、民間公益活動の選択肢として公益信託の制度を理解するための参考
 - ② 公益信託の関係者が、信託行為に従い、各種申請を行い、公益信託事務を実施する際の参考
 - ③ 行政庁が職務を遂行する上での指針
 - ④ 公益信託における活動を支援し、チェックする国民の物差し

【軽量の公益信託】

- 公益信託の特徴を生かす観点から、「軽量」の公益信託(①一定の規模を下回る、②信託行為に定める公益事務の内容が明確かつ具体的である、③事業が単一)の取扱いについて記載しています。
- 「軽量の公益信託」では、①受託者の経理的基礎、技術的能力、②信託管理人の選任、③会計基準、の一部で簡易な手続き等を容認する旨を記載しています。

【公益信託のガバナンスの考え方】

- 適正な公益信託事務の処理を確保するには、次の1～3の「管理・統治の仕組み」に基づく必要があります。
 - 1 公益信託事務を処理する際の権限者と意思決定プロセス
 - 2 説明責任及び管理・統治の実行性確保の観点から、適切な情報開示体制
 - 3 不適切な公益信託事務の防止・発見を目的とした監理体制

公益信託認可ガイドライン 第1章(基本的事項②)

第2. ガイドラインにおける基本的な考え方

公益信託の関係者の責務

- **受託者**は、**信託の本旨及び信託行為に従って公益信託事務を処理する義務**を果たします。社会環境等が変化すれば**公益信託事務の実施方法等を見直すこと**も求められます。
- **信託管理人及び委託者**も同様の観点で、その権限を適切に行使することが期待されます。

公益行政の基本的な考え方

- 公益行政の目的は、民間公益を活性化し、活力ある社会を実現することにあることに鑑み、公益法人に係る行政と公益信託に係る行政は、一体的に実施するものとします。

第3. 事務処理の原則

- 行政庁が、公益信託認可・変更認可の申請に対する処分、監督処分等を行う場合、原則として公益認定等委員会への諮問が必要となります。
- 行政庁は、公益認定等委員会が公益信託認可基準適合性に係る実質的な審査を行うことを前提に、申請書に係る形式的な審査、欠格事由該当性の審査・監督等、定期提出書類の受理など公益信託の認可や監督に係る業務を担います。

第4. 内閣府と都道府県との連携

- 都道府県知事が行政庁として行う事務は、自治事務として、公益信託法等に従い、地域の実情等に応じた事務処理を行うこととなります。
- 公益信託は、行政庁が都道府県であっても、全国で整合性のある法運用が行われることが求められます。

第5. 行政手続法及び行政不服審査法との関係

- 内閣府の公益行政は、国家行政に関連する各種法令に従い実施されます。
- そのうち、行政手続法及び行政不服審査法では、審査基準及び標準処理期間の設定、不利益処分に係る処分基準や処分への審査請求等、公益信託法の審査・監督等に当たっての基本原則が定められています。

公益信託認可ガイドライン 第2章(公益事務該当性①)

第2章は、公益法人の公益認定等ガイドラインを踏まえ、公益事務該当性に係る判断基準について記載しています。

「公益事務」の定義(公益信託法第2条第1項第2号)

学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる「事務」をいいます。

(注)公益法人における「公益目的事業」と同様の概念、運用。

公益信託において実施しようとしている事務が別表各号のいずれを目的にしているかを検討

公益信託法 別表(第2条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事務
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事務
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事務
-
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事務
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事務として政令で定めるもの

次ページ参照

具体的な事務の内容が、公益目的に寄与し、不特定多数の者の利益の増進になっているかどうかの観点からチェックポイントに沿って検討。

事業区分	チェックポイント
検査検定	...
研究開発	...
表彰	...
展示	...
施設貸与	...
...	...

検査 検定	○不特定多数の利益増進への寄与を明示?
	○検査検定の基準を公表?
	...

幹となる公益事務の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行う公益事務(=付随的事務)も同様

<公益信託法第2条による定義>

公益事務

学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務をいいます。

別表(第二条関係)

- | | |
|---|--|
| 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事務 | 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事務 |
| 二 文化及び芸術の振興を目的とする事務 | 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事務 |
| 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事務 | 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事務 |
| 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事務 | 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事務 |
| 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事務 | 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事務 |
| 六 公衆衛生の向上を目的とする事務 | 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事務 |
| 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事務 | 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事務 |
| 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事務 | 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事務 |
| 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事務 | 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事務 |
| 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事務 | 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事務として政令で定めるもの |
| 十一 事故又は災害の防止を目的とする事務 | |
| 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事務 | |
| 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事務 | |

※「政令で定めるもの」は制定されていません。

◆ 公益事務該当性の判断

公益事務に該当するか否かについては、信託契約、申請書の記載、事業計画その他の添付書類を確認し、合議制機関が判断します。その際には、

- ① **公益事務の目的が、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与し、公益信託法別表各号に該当していること(単に「目的」が掲げられているだけでなく、その「公益事務の内容」及び「手段」が確保されていること)**
- ② **公益事務の目的を実現するためのものであること(事務の合目的性)が合理的に説明できること**
- ③ **公益事務の目的を実現するための公益事務の質(専門性や公正性、不利益発生排除など)が確保されていること**
- ④ **特定の者又は特定の集団の利益に留まらないこと(受益の機会の公開など)**
- ⑤ **公益事務の内容に透明性があること**
- ⑥ **営利企業等が実施している事業と類似する公益事務にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益事務としての特徴があること**

について、公益事務の内容等に応じて必要な確認をします。

① 社会通念に照らし、明らかに合理性を欠く場合を除き、合理性があると判断します(目的ではなく、公益事務の具体的な内容に即し判断)。

② 公益事務の内容をその手段で(適切に)実施すれば公益事務の目的が実現されることを、合理的に説明可能であることが求められます。

③ 公益事務の質が確保されず、不適切に実施された場合には、社会的な不利益が生じてしまいます。

④ 受益の機会が限定されていても、その合理性があり、最終的に利益が不特定多数に及ぶことについて合理的説明があれば、問題ありません。

⑤ 透明性は、公益事務の質の確保の観点からも重要です。

⑥ 多くの営利企業が社会貢献活動を行うなど、同じ分野で様々な類型の法人等が活動している実態に留意し、公益事務を行う地域・社会の具体的時な状況等に即し、公益信託の目的との関連性を踏まえて判断します。

公益信託認可ガイドライン 第2章(公益事務該当性④)

◆ 申請書に記載していただく事項

1. 公益事務の種類

ア:別表のどの号に該当するか

イ:事務の目的が、別表に該当すると考える理由

2. 公益事務の内容

(1) 公益事務の目的

<記載例>

信託契約第1条 この信託は、我が国において最先端技術の研究を行う学生に対する奨学支援を通じて人材を育成し、豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。

(2) 公益事務の概要

<記載例>

我が国において最先端技術の研究開発を行う大学・大学院にあって工学その他事業計画に定める学科等に在籍する学生のうち、学力優秀でありながら経済的理由により就学困難な学生を対象に奨学金を支給する。

(3) 受益の機会

<記載例>

我が国において最先端技術の研究開発を行う大学・大学院にあって工学その他事業計画に定める学科等に在籍する学生のうち、学力優秀でありながら経済的理由により就学困難な学生を対象に奨学金を支給する

(4) 受益対象者等の義務・受益の条件

<記載例>

支給対象者には、成績表及び生活状況報告書等の提出を義務付ける。

(5) 公益事務の合目的性確保の取組

<記載例>

支給対象者は、信託契約に定める選考委員会で決定する、公益事務に関連して取得した個人情報、受託者の規程に従い、適切に管理する。

3. チェックポイント該当性の説明

申請書の記載事項は、全体として公表対象です。このうち「1.公益事務の種類」及び「2.公益事務の内容」の記載の変更は、原則変更認可申請が必要になるため、変更が見込まれる詳細事項は別途事業計画や規程に記載することも検討してください。

原則、信託行為に定めた「公益信託の目的」を記載するとともに、どのような目的で、どのような事業を行うかを明確に記載してください。

どのような種類の事務を、どのような者を対象に行うかを記載します。営利企業が行う事業と類似の事務である場合は、公益事務としての特徴も記載します。毎年変動が予想されるものや、受託者の工夫として付随的・小規模に行う公益事務は、(事業計画に記載する前提で)申請書への記載は不要です。

応募の要件、参加の要件等を明らかにしてください。

受益対象者の義務を明らかにしてください。対価は、「市価より低価とする」「国民が気軽に観覧できる価格」などと記載し、具体的な価格等は事業計画に記載することで構いません。

受益対象者を一定の範囲の中から選定する場合には、公正で質の高い選定を確保するための仕組みを記載してください。その他、公益事務の質を確保するための取組や、リスク排除の取組(個人情報保護、不正や違法行為の防止など)を記載してください。

公益事務の類型に応じたチェックポイント該当性を、ガイドラインに即して記載してください。

公益信託認可ガイドライン 第3章(公益信託認可基準等①)

第3章は、公益信託認可基準(法8条関係)と欠格事由(法9条関係)について記載しています。

- 個別案件における審査及び監督処分等は、法令に照らし個々の案件ごとに判断し、審査は受託者の提出資料等に基づき判断することが原則であるが、行政庁が独自に取得した情報を参照することもあり得ます。
- 公益信託法第8条は**公益信託認可に係る認可基準**を、第9条は**公益信託認可に係る欠格事由**を定めており、ガイドラインではその具体的内容を記載しています。

公益信託法第8条及び第9条を踏まえた第3章の全体像

第1節 公益信託認可基準(公益信託法第8条)

- 第1 公益信託の目的(公益信託法第8条第1号)
- 第2 受託者の「経理的基礎」及び「技術的能力」(公益信託法第8条第2号)
- 第3 信託管理人の能力(公益信託法第8条第3号)
- 第4 公益信託事務の処理能力(公益信託法第8条第4号)
- 第5 特別の利益(公益信託法第8条第5号及び第6号)
- 第6 公益信託としてふさわしくない事業(公益信託法第8条第7号)
- 第7 収支の均衡(公益信託法第8条第8号)
- 第8 費用の額の適正割合(公益信託法第8条第9号)
- 第9 使途不特定財産(公益信託法第8条第10号)
- 第10 公益信託報酬(公益信託法第8条第11号)
- 第11 他の団体の意思決定への関与(公益信託法第8条第12号)
- 第12 残余財産の帰属権利者(公益信託法第8条第13号)
- 第13 特定資産公益信託(公益信託法第8条第1項)

第2節 欠格事由(公益信託法第9条)

- 第1 受託者の欠格事由(公益信託法第9条第1号及び2号)
- 第2 信託管理人の欠格事由(公益信託法第9条第3号及び4号)
- 第3 信託行為及び事業計画書の適法性(公益信託法第9条第5号)
- 第4 公益信託事務の健全性(公益信託法第9条第6号)

公益信託認可ガイドライン 第3章(公益信託認可基準等②)

1. 公益信託の目的及び公益事務の性質、内容に関するもの

- ① **公益事務を行うことのみ**を目的とすること(公益信託法第8条1号、このページは以下全て法第8条)
- ② その**存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれる**ものであること(4号)
- ③ 委託者・受託者・信託管理人(親族等を含む)や営利事業者などに**特別の利益を与えない**こと(5、6号)
- ④ 社会的信用を維持する上でふさわしくない、**公序良俗を害するおそれのある事業を行わない**こと(7号)

2. 受託者及び信託管理人に関するもの

- ① **受託者**に、公益信託事務を適正に処理するのに必要な**経理的基礎と技術的能力**があること(2号)
- ② **信託管理人**に、受託者の公益信託事務の適正な処理のために**必要な監督を行う能力**があること(3号)
- ③ 受託者及び信託管理人の**信託報酬**について、**不当に高額でない支払基準**を定めていること(11号)

3. 公益信託の財務に関するもの ※特定資産公益信託は適用除外

- ① **中期均衡期間(5年)**において、公益信託事務について、その**収支の均衡**が図られていること(8号)
- ② **公益事務割合(費用ベース)**が**100分の70以上**になると見込まれること(9号)
- ③ **使途不特定財産額が年間の公益信託事務費を超えない**と見込まれること(10号)

4. 信託財産に関するもの

- ① **他の団体の意思決定に関与することができる財産(株式等)を保有していない**こと(12号)
※議決権の過半数を有していない場合はこの限りではない
- ② 清算の場合に**残余財産**を類似目的の公益信託、類似事業を目的とする公益法人等又は国・地方公共団体に帰属させる旨の信託行為の定めがあること(13号)
→**「委託者及びその相続人」には残余財産は戻らないことに注意!**

公益信託認可ガイドライン 第3章(公益信託認可基準等「公益信託のガバナンス①」)

◆ 公益信託には、公益信託事務の内容に応じ、信託契約に従い、適切に意思決定を行い、

- ① コンプライアンスを確保しつつ、適正に公益事務を実施
- ② 資源提供者や信託関係者が適切に意思決定を行う前提として適正な会計報告等を行うための仕組み(体制、制度など)が求められます。

公益法人の場合、業務を執行する代表理事をチェックする仕組みが、法令において設けられており、そのガバナンスを前提に「経営判断」が行われます。

◆ 必要な「仕組み」は、

- ① 公益信託事務の難しさ(裁量の大きさ、規模など)に応じ、
- ② 受託者、信託管理人その他の公益信託の枠組み全体で確保されている必要があります。

公益信託においては、公益信託の内容、受託者や信託管理人の機関等をうまく組み合わせた座組を作ることによって、必要な「仕組み」を柔軟に確保可能です。

◆ 公益信託事務の難しさや、公益信託の枠組みは、信託行為において明確にされます(信託行為の変更は、原則として変更認可申請が必要)。
信託行為の内容を前提に、

- ① 受託者の経理的基礎及び技術的能力、
- ② 信託管理人の監督能力

により、全体として、必要な「仕組み」が確保されているか判断されます。

公益信託の枠組みに関する事項として、公益事務の内容、信託財産、受託者の職務、公益信託事務の処理の方法、信託管理人の職務、公益信託事務の委託、合議制機関を置く場合に関する事項、利益相反行為に関する事項等を記載しなければならないとしています。

受託者の能力と信託管理人の能力は、両者を合わせた全体として判断されます。

公益信託認可ガイドライン 第3章(公益信託認可基準等「受託者の経理的基礎」)

◆ **受託者**には、以下の**経理的基礎**が求められています(公益信託規則第4条第1項各号)

1. 公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するために必要な**信託財産及び固有財産が確保**されていること(1号)

2. 公益信託の**信託財産の分別管理**及び**経理が適正に行われる仕組み**が整備されていること(2号)

3. **財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託事務の処理の方法**が定められ、公益信託の信託財産の状況に係る**情報を適正に開示**することができる仕組みが整備されていること(3号)

信託財産については、信託行為、予定財産目録、収支予算書等により、公益信託の規模に見合った公益事務実施のための収入が適切に見積もられている必要があります。

固有財産については、公益信託事務に支障がない程度の財政基盤を有しているかを確認することとしており、債務超過でないことを一つの目安と位置付けつつ、債務超過の理由や安定的な収入見込み等を聴取して柔軟に判断されます。

分別管理について、専用口座の開設、物理的な区分(棚やキャビネットの専用使用など)や管理に係る内部手続き等が整備されていることが求められます。

経理の仕組みについて、受託者には、信託財産の種類や規模、信託行為の定め等に応じて、適切に対応できる体制等を整備し、帳簿等の作成を適切に行い、不適正な経理を行わないことが求められます。

不適正な経理を行わないことについて、最低限のルール(規程類)や体制整備等が必要です。特に、公益事務が、受託者の固有業務と一体的に実施される場合には、ルールの明確化・利益相反防止のための仕組みの整備等が求められます。

貸借対照表・損益計算書・信託概況報告等の書類についての作成プロセス(受託者内部のチェック体制等)や責任について信託行為に定められている必要があります。

情報開示の適切性を確保するためには、会計に知見がある者が確実に関与して作成される必要があります。収益・費用額が1億円以上の場合、公認会計士や税理士等会計に精通した者が確実に関与し、収益・費用が1億円未満の場合、経理事務経験者(概ね5年以上)が確実に関与する仕組みが必要です。

- ◆ **受託者**には、以下の**技術的能力**が求められています(公益信託規則第4条第2項各号)

1 公益信託事務の内容に照らして**公益信託の適正な運営を確保する仕組み**が整備されていること(1号)

2 公益信託事務を処理するのに**必要な知識及び経験を有する者を関与させる仕組み**が整備されていること(2号)

3 公益信託の存続期間を通じて**受託者としての任務を安定的かつ継続的に行う仕組み**が整備されていること(3号)

・公益信託に係る重要な意思決定の適正性(コンプライアンスの確保を含む。)を確保するための体制、選考その他個別の意思決定を適切に行うための仕組み及び公益事務を実施するための人員・設備その他の体制が考えられます。

意思決定の適正性が確保されている体制として、例えば以下が考えられます(あくまでも一例)。

ア:信託会社、上場会社などが受託者

イ:法令・定款において、理事会等の三分の一ルールが定められている法人(公益法人、社会福祉法人等)が受託者

ウ:公益事務の内容、受託者の体制その他事務の適正性を確保するための受託者の取組、信託管理人の職務及び体制に照らして、意思決定に関して、適正な運営を確保する仕組みが確保されていると考えられるもの

・**軽量の公益信託**は、次の場合も適正な運営を確保する仕組みがあると考えられます。

エ:受託者の重要な意思決定について、信託管理人及び合議制機関の同意を必要とするもの

オ:受託者の重要な意思決定について、信託管理人(法令・定款において理事会の三分の一ルールが定められている法人又は独立した3人以上の信託管理人がいる場合)の同意を必要とするとともに、公益信託事務の実施状況について、信託管理人が原則として3か月に1回以上確認する旨を信託行為において定めているもの

◆ **受託者**には、以下の**技術的能力**が求められています(公益信託規則第4条第2項各号)

1 公益信託事務の内容に照らして**公益信託の適正な運営を確保する仕組み**が整備されていること(1号)

2 公益信託事務を処理するのに**必要な知識及び経験を有する者を関与させる仕組み**が整備されていること(2号)

3 公益信託の存続期間を通じて**受託者としての任務を安定的かつ継続的に行う仕組み**が整備されていること(3号)

- ・公益事務の実施により公益目的を実現するには、**公益事務に応じた専門性**が確保されていることが必要です。
 - ・受託者自身として専門家を確保している場合だけでなく、**合議制機関の設置**や**第三者への委託**により専門性を確保することも可能です。
 - ・多数の中から選考するような場合には、専門家を含む合議制機関が選考を行うような仕組みが望まれます。
- また、**資産運用**に関して専門家の関与を得ることも考えられます。

- ・一般に、受託者の任務が終了した場合に、次の受託者を選定することは容易ではないことが多く、**新受託者の選任方法**(選定権限、選定手続等)について信託行為に定めておくことが望まれます。
- ・特に、受託者が**自然人(法人であっても、実質的に自然人と同視できる場合を含む)**である場合、何時かは死亡するほか、病気やけが等の事情で任務を遂行できなくなることも想定されます。公益信託の存続期間が5年を超える場合には、**後継受託者の指定**や具体的な選定プロセス等を定めていることが必須となります。

公益信託認可ガイドライン 第3章(公益信託認可基準等「信託管理人の監督能力」)

◆ **信託管理人**には、以下の**監督能力**が求められています(公益信託規則5条)

1 公益信託事務の内容及び受託者の能力に照らして**公益信託事務の適正な処理**のため必要な**監督をするのに必要な知識及び経験**その他の能力を有すること

2 公益信託の存続期間を通じて**適正な監督を安定的かつ継続的に行う仕組み**が整備されていること

必要な知識・経験その他の能力とは、法律や会計経理の知識経験、公益事務や信託財産の管理・運用に関する知識・経験等を想定しています。幅広い分野で高い水準の能力を有していることが望ましいが、多くの軽量の公益信託において、複雑な法的・会計的問題が想定されないことも踏まえ、**公益信託事務の内容に応じた能力が求められます。**

公益法人などガバナンスが確保された法人を信託管理人とすることは、受託者自身のガバナンスを補完して公益信託の適正な運営を確保するための有力な選択肢と考えられるほか、複数の者や団体による信託管理人の体制も想定されます。

信託管理人の任務終了の場合の次期信託管理人選任は容易ではなく、特に、信託管理人の能力で受託者のガバナンスを補っていた場合には、信託管理人の不在は深刻な問題となります。

また、委託者が存在せず、信託管理人の後任について具体的な定めがなければ、【監督される存在である受託者が信託管理人を選定する状況】にもなりかねません。このため、**信託管理人の選定手続等**について**信託行為に明確に定めることが望まれます。**

・次期信託管理人について、信託管理人と委託者の協議によって予め定める方法

・〇〇士のうちから合議制の機関の同意を得て定める者 など

信託管理人は、法令上、

- ・ 受託者の業務執行方針(事業計画書・収支予算書)を承認し、事務処理状況をモニタリングする(受託者に報告を求める)
- ・ 処理に問題があれば、利益相反行為の取消、権限外行為の差止め、損失補填の請求などを行う
- ・ 実績(計算書類・信託概況報告)を承認する

等の通常業務に係る権限のほか、受託者の選解任、信託行為の変更等についても強い権限を有しています。その一方で、信託管理人に期待される具体的な役割は、受託者の能力や公益信託事務の内容等により大きく変わることから、法令上細かい業務内容は定まっていません(受託者のガバナンスの程度に応じてモニタリングの頻度等は変わり得る)。

公益信託認可ガイドライン 第3章(公益信託認可基準等「特別の利益」)

- ◆ 公益信託事務を処理するに当たっては、次の者に、「特別の利益」を与えてはいけません

<公益信託関係者(8条5号)>

- ・ 委託者、受託者及び信託管理人
- ・ これらの3親等以内の親族等
- ・ 委託者・受託者が法人である場合は当該法人の理事等、支配法人・子法人

<営利事業を営む者等(8条6号)>

「特別の利益」とは、利益を与える個人または団体の選定や利益の規模が、**社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇**を言います。

なお、「公益信託事務を処理するに当たって」というのは、公益事務の実施に限らず、資産運用等の財産管理や契約なども含まれます。

※公益信託関係者(左記)との取引については、「関連当事者との取引に関する事項」(規則40条2号ホ)として、毎年度終了後3月以内に、その取引内容や引金額等を記載し、開示する(行政庁による公表を含む。)必要があります。

「営利事業を営む者」とは、利益の分配の可否に関わらず、「利益を上げる事業」を指します。したがって、**収益事業を行う公益法人や、NPO法人なども対象に含まれます。**

ただし、公益法人の公益目的事業のための寄附等は、特別の利益の供与に該当しません。

- ・ 公益事務の実施に当たって、受託者が役務や物品を提供しその対価を受け取る行為も、公益信託関係者との取引に該当します。こうした行為が想定される場合、利益相反行為としてその内容等を信託行為に記載する必要があります。
- ・ 特に、NPO法人などで、公益事務が法人の固有事業と一体的に実施されるような場合には、受託者と信託財産との取引、受託者の固有財産の状況なども含めた透明性の確保が重要です。
このような場合には、受託者固有の計算書類及び事業報告についても、開示対象となります。

公益信託認可ガイドライン 第3章/第5章(公益信託認可基準等「財務規律①」)

◆ 公益信託の収入と費用が、**中期的(5年間)に均衡**することが求められます。

- ・毎年度、公益信託事務に係る経常収入と経常費用を比較します。
 ※**管理費を含めた公益信託事務の経常収入と経常費用**が対象となります。
 ※将来の大きなイベントの開催や資産取得等のために資金を積み立てる場合(**公益充実資金**)は、当該積立は経常費用に(取崩時は収入に)含まれます。
- ・当該年度が黒字の場合、過去の赤字があれば通算し、なお黒字が残る場合は、翌事業年度以降の事業拡大等により解消します。**発生から5年間を経過した黒字が解消されない場合、中期的収支均衡を欠く**と判断されます。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
単年度収支	-1,000,000	500,000	-500,000	-500,000	-500,000	4,500,000	-500,000	0	-100,000	-500,000	-500,000
R8	-1,000,000										
R9	-500,000	0									
R10	-500,000	0	-500,000								
R11	-500,000	0	-500,000	-500,000							
R12	-500,000	0	-500,000	-500,000	-500,000						
R13	通算不可	0	0	0	0	3,000,000					
R14			0	0	0	2,500,000	0				
R15				0	0	2,500,000	0	0			
R16					0	2,400,000	0	0	0		
R17						1,900,000	0	0	0	0	
R18						1,400,000	0	0	0	0	0

過去の赤字と通算し R9年度の黒字を解消

発生した黒字は、過去4年分の赤字と通算可能
 R13年度に450万黒字が発生した場合は、R9~R12年度の赤字と通算可能

R12までに解消できなかった50万は、R13以降通算不可

5年経過した黒字が存在 → 中期的収支均衡**不適合**

【公益事務割合】

- ◆ **公益事務割合**(各年度の事業費/(事業費+管理費))が、100分の70以上であることが必要です。

【使途不特定財産の保有制限】

- ◆ **使途不特定財産**(毎年度の末日において、現に使用されておらず、かつ引き続き使用されることが見込まれない財産)を、1年分の公益信託事務費相当額を超えて保有することができません。

- ・事業費…公益事務の実施に係る事業費の額
- ・管理費…公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費の額

※事業費は、「**公益事務に跡付けることができる**」費用が該当
Ex,公益事務を行う従業員の給与/公益事務に関連する旅費
※費用の性質上配賦困難なものは、全額を管理費に計上可能

- ・公益信託事務のために使用され、または使用見込のある財産(公益目的保有財産、公益充実資金、指定寄附資金)は、使途不特定財産から除かれます(**控除対象財産**)。
- ・また、(公益信託においてあまり想定されませんが、)災害その他の予見し難い事由が発生した場合における事業継続のための「公益信託事務継続予備財産」も使途不特定財産の保有制限から除かれます(保有の必要性や算定額等の説明・公表が求められます)。

【特定資産公益信託】(法第8条第1項、規則第3条)

- ◆ **特定資産公益信託**(信託財産及び公益信託事務の内容に鑑み、収入及び支出についての予見可能性が高く、財産が確実に公益目的のための活用されることが確保されている公益信託)については、**財務規律が適用されません**。

- ◆ また、特定資産公益信託については、簡易な財務報告(収支決算書等)で可としています。

・特定資産公益信託の要件としては、次の内容が信託行為に定められている必要があります。

- ① 信託財産の拠出又は寄附された資産が**金銭**に限られること。
- ② 財産の内容が、**金銭、預金、国債、地方債等**に限られること。
- ③ 公益事務が、**助成金の支給又はこれに類する金銭の支出**であること。
- ④ 信託財産から生ずる利子等の収入を超える額を、**毎年度支出**すること。

1. 公益信託基準適合性の継続的な確保等

※特定資産公益信託については、財務規律は適用除外

- 公益信託基準に適合しなくなった場合、公益信託認可の取消し事由となります。(公益信託法30条2項1号)
- 財務規律※の遵守、不適切な寄附募集の禁止、支払基準に従った公益信託報酬の支払いが求められます。
- 信託法上の義務の遵守も求められます。…利益相反・競合行為の原則禁止(信託法31条、32条)、分別管理(信託法34条)等

2. 公益信託報酬

- 「公益信託報酬」とは、公益信託に係る受託者及び信託管理人の報酬を指し、公益信託報酬を支払う場合は、不当に高額とならない報酬の「支払基準」を定める必要があります。
(受託者が、公益信託事務に要する費用等について委託者に説明した上で、信託行為を策定したことが確認できる場合、明らかに不自然・不合理と判断できる場合を除き、不当に高額なものとならないような支払基準を定めていると判断されます。)
- 「支払基準」には、公益信託報酬の額又は算定方法等とともに信託費用と信託報酬の二重払いを回避する目的(次頁参照)で、公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項を定める必要があります。
- 公益信託報酬は公益信託の計算においては「管理費」に計上することとなるため、公益事務割合を充足させるには、公益信託報酬を含めた管理費の総額を「公益信託事務の処理に係る全ての費用」の30%以内に収める必要があります。

公益信託報酬と費用の関係

費用項目	内容
① 食堂の家賃	こども食堂を運営する場所の家賃
② 食堂の水光熱費	こども食堂を運営する場所の水光熱費
③ 食堂の周知費用	こども食堂を周知するチラシ等の費用
④ 食材の調達・保管費用	こども食堂で提供する食事の原材料の費用
⑤ 調理師等の人件費	こども食堂の運営に必要な人件費
⑥ 受託者の人件費	公益信託事務に従事する役職員の人件費
⑦ 事務所賃料	公益信託事務の処理に必要な家賃等
⑧ 水光熱費	公益信託事務の処理に必要な電気代等
⑨ 備品等の購入費	公益信託事務の処理に必要な備品等の費用
⑩ 交通費・通信費	公益信託事務の処理に必要な交通費・通信費

- 例えば「こども食堂の運営」の場合、発生する「費用」として上記左欄のものが想定されます。
 - これらの「費用」については、「信託財産」から直接支払われる方法(受託者が負担した費用について信託財産から償還(精算)を受けることを含む)以外に、「公益信託報酬」として受託者が受領した利益から支払われる方法も可能ですが、信託報酬に含まれるとした「費用」を別途「信託費用」として計上することはできません。
- Ex,公益信託報酬に赤字の①、②、⑤～⑩を含むこととした場合、「① 食堂の家賃」を別途「信託費用」として計上すると二重計上になってしまいます。

公益信託認可ガイドライン 第3章(公益信託認可基準等「欠格事由」)

- 公益信託法第9条で定められている「**欠格事由**」に該当する場合には、公益信託認可の基準を満たしていても、公益信託認可を受けることができません。
(「欠格事由」に該当するか否かについては、公益認定等委員会等の諮問を経ることなく、行政庁において事実関係に基づいて判断されます。)
- また、事後的に公益信託が「欠格事由」のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁により公益信託の認可を取り消されることがあります。

具体的な欠格事由

➤ **受託者**に関する「欠格事由」

- ①受託者が行おうとする公益事務に**必要な許認可等**を受けることができない場合
- ②**国税及び地方税の滞納処分**の日から3年経過しない者
- ③**拘禁刑以上の刑**に処せられ、刑の執行終了の日から5年を経過しない者 等

➤ **信託管理人**に関する「欠格事由」

- ①特定の法令等に違反し**刑罰**を受けた者
- ②公益信託の**受託者又は委託者の親族、使用人その他特別の関係**にある者 等

➤ **信託行為及び事業計画の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反している**場合

➤ 公益信託が**暴力団員等**の者によって**公益信託事務を支配**されている場合

公益信託認可ガイドライン 第4章(認可申請等「信託行為①」)

第4章は、信託行為に関する事項と公益信託の認可申請等に関する事項を記載しています。

1. 信託行為について(総論)

- **信託行為**は、「**信託契約**」(信託法第3条第1号)又は「**遺言**」(同条第2号)の方法にて行うこと(公益信託法第4条第1項)とされ、信託宣言(自己信託)による方法(同条第3号)では行うことができません。
- 信託行為(契約・遺言)は、**公益信託の認可を受けなければ効力を生じません**(公益信託法第6条)。また、公益信託認可の取消しは、公益信託の終了事由(公益信託法第23条第1項)となります。
- 行政庁の審査は、委託者となる者、受託者となる者等の**関係者で合意された信託行為**を対象に行うことを前提としますが、審査の過程での信託行為の見直しも想定されるため、申請の時点では、信託行為の成立は必須ではありません。しかし、公益信託の**認可時点では、信託行為の細部まで確定している必要**があります。

2. 信託行為の記載事項について(**必要的/相対的/任意的** 記載事項)

必要的記載事項	法令に基づき信託行為に 必ず 定めなければならない事項。定めがなければ不認可となります。
相対的記載事項	対象となる行為や事項を行う予定がある場合、信託行為に定めなければならない 事項。定めがない場合、対象となる行為や事項を行う予定がないものとして公益信託認可が行われます。この場合に、定めがない行為や事項を行うには、信託行為の変更が必要となります。
任意的記載事項	法令に基づき、又は法令に違反しない範囲で 任意に定めることができる 事項。任意的記載事項を含めた信託行為全体の定めを踏まえ、公益信託認可の判断が行われます。

公益信託認可ガイドライン 第4章(認可申請等「信託行為②」)

信託行為への法定記載事項

区分	内容	根拠条項	記載事項・留意事項等
必要 的 記 載 事 項	公益事務を行うことのみを目的とする旨	法第4条第2項	「のみ」を明記することが望ましいが、全体を通じて「公益事務を行うことのみ」と理解できれば容認される。
	公益信託の名称	法第4条第2項第1号	「公益信託」との文字を用いた名称を規定する。
	信託管理人となるべき者を指定する定め	法第4条第2項第2号	信託管理人となるべき者を規定する。 個人：氏名・住所、法人：名称・代表者・所在地
	帰属権利者を指定する定め	法第4条第2項第3号	公益信託終了後の信託財産の帰属権利者の定め方を規定する。 なお、帰属権利者には委託者（その相続人を含む）を指定できない。
	委託者及び受託者の氏名及び住所	規則第1条第1号	信託行為の当事者を明確にするため、委託者及び受託者の氏名及び住所を規定する。
	公益信託の目的	規則第1条第2号	「公益信託の目的」は、公益信託の「本旨」を明らかにし、受託者の行為基準となる。委託者の「想い」を「公益信託の目的」として規定する。
	公益事務を行う区域	規則第1条第3号	「公益事務を行う都道府県の区域」で規定する。活動区域の範囲によって管轄する行政庁が決定される。
	公益事務の内容	規則第1条第4号	公益信託の目的を実現するための具体的な「公益事務の内容」を規定する。 奨学金の給付の場合は地域、学校の種別、選考要素等が該当する。
	信託財産の受入れ、運用、支出その他信託財産に関する事項	規則第1条第5号	信託財産の特定方法、信託財産の運用の際の記載事項（収益事業との峻別）、信託財産で負担する費用の考え方等を規定する。
	受託者の職務に関する事項	規則第1条第6号	受託者が担う具体的な公益信託事務の内容及び各公益信託事務の処理 手続等を規定する。
	公益信託事務の処理の方法に関する事項	規則第1条第7号	公益事務・管理事務（計算書作成等）の実施方法や各種規程の整備手 順等を規程する。
信託管理人の職務に関する事項	規則第1条第8号	信託管理人が担う具体的な職務（法定、契約上の権限等）を規定する。	
信託事務年度（1年を超えないものに限る）	規則第1条第9号	公益信託の計算期間の単位となる「年度」に関する定めを規定する。	

公益信託認可ガイドライン 第4章(認可申請等「信託行為③」)

区分	内容	根拠条項	記載事項・留意事項等
相対的記載事項	公益信託の存続期間を定める場合の期間に関する事項	規則第1条第10号	公益信託の具体的な終了期限（例：20年経過後の3月31日、20〇〇年12月31日）を定める場合に規定する。
	受託者が二人以上ある場合の各受託者の職務に関する事項	規則第1条第11号	複数の受託者がある場合の各受託者の職務や受託者としての意思決定の方法について規定する。
	公益信託事務の一部を第三者に委託する場合に関する事項	規則第1条第12号	公益信託事務の一部を第三者に委託する予定がある場合の委託する業務、委託先、選定基準等を規定する。
	合議制の機関を置く場合に関する事項	規則第1条第13号	受託者の専門性等の補完、ガバナンスの確保を目的とする合議制機関を設置する場合の当該機関の職務、権限等を規定する。
	利益相反行為及び競合行為を行う場合に関する事項	規則第1条第14号	利益相反行為及び競合行為を行う場合、その旨及び当該行為の内容について規定する。
	公益信託報酬を支払う場合の報酬に関する事項	規則第1条第15号	受託者及び信託管理人に報酬を支払う場合の支払額の算定方法、支払方法、支払時期等について規定する。

「任意的記載事項」の例示

- ①使用用語の定義、②信託の公示に関する事項、③委託者の権限や地位承継に関する事項、④受託者の重要な義務（善管注意義務、忠実義務等）、⑤受託者の辞任、解任、新受託者の選任手続き、⑥信託管理人の辞任、解任、新信託管理人の選任手続き、⑦公益信託の変更手続き、⑧公益信託の終了事由と清算手続き

- 「任意的記載事項」の変更は、軽微な変更として届出で足りませんが、「**必要的記載事項**」及び「**相対的記載事項**」に該当する定めを**変更**するときには、**変更認可申請**が必要となります。
- 「必要的記載事項」及び「相対的記載事項」についても、重要な事項を信託行為に定めた上で、詳細は公益信託又は受託者自身のガバナンスの下で定められる「**規程**」や事業計画書において規定する旨を定めることもできます。
- 一般的に、**信託行為の内容が抽象的な場合は、受託者の裁量の幅が大きくなることから、それに応じたガバナンスが受託者等に求められます。**一方で、信託行為の内容や処理方法等が具体的・明確に定まっている場合、その定め
の範囲内に受託者の裁量は制約されることから、その度合いに応じて、受託者のガバナンスは簡素化できます。

行政庁

- 公益信託制度における行政庁は、公益法人制度と同様に、**内閣総理大臣又は都道府県知事**です。
- **二以上の都道府県の区域内で公益事務を行う旨を定める公益信託は内閣総理大臣**、それ以外の公益信託はその**公益事務を行う区域を管轄する都道府県の知事**が行政庁となります。
- 公益事務を国内のほか海外で実施する旨を信託行為で定める公益信託は、原則として内閣総理大臣が行政庁となると考えられますが、個別の事情に応じて判断されます。

公益信託の認可申請等

- 公益信託認可の申請に当たり、**申請書**には、①公益信託の**名称**、②**受託者及び信託管理人の氏名及び住所**(法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、③公益事務を行う**都道府県の区域**、④**公益事務の種類及び内容**、⑤公益信託に係る**信託行為の内容**に関する事項を記載する必要があります。
- 申請書には、以下の書類を添付する必要があります。
 - ① 公益信託に係る信託行為の内容を証する書面(公益信託法第7条第3項第1号)
 - ② 事業計画書及び収支予算書(同項第2号)
 - ③ 公益事務に必要な許認可等を受けていることを証明する書類(同項第3号)
 - ④ 経理的基礎を有することを明らかにする書類(同項第4号)
 - ⑤ 公益信託報酬の支払基準(同項第5号)(第3章第1節第10参照)
 - ⑥ その他公益信託規則で定める書類(同項第6号)

公益信託認可ガイドライン 第5章(財務規律・情報開示・会計等)

第5章は、公益信託に係る「財務規律」、「情報開示等」について記載しています。(※財務規律についてはp.36-37参照)

1. 情報開示

- (1) **年度開始前に作成が必要な書類** (年度終了まで保存・開示・行政庁で公表)
 - ・ 事業計画書(規則39条1項1号)、収支予算書(同2号)、資金調達・設備投資の見込み(同3号)
 - ・ 公益事務の内容、受託者・信託管理人名等(同4号) ⇒ 変更ない場合作成不要(最新の書類が公表)
- (2) **年度中に作成が必要な書類** (10年間保存・開示。「信託帳簿」は行政庁で公表)
 - ・ 信託帳簿(信託法37条1項)、その他信託事務の処理に関する書類(信託法37条5項)
- (3) **年度終了後3月以内に作成が必要な書類**(10年間保存・開示・行政庁で公表)
 - ・ 計算書類(BS・PL・信託概況報告等)(信託法37条2項)、財産目録(公益信託法20条1項)
 - ・ 受託者に関する重要な事項(規則40条1号):財務諸表(一部を除き貸借対照表要旨で可)、役員名簿、職員数 等
 - ・ 公益信託事務に関する重要な事項(同2号):株式等の保有状況、関連当事者との取引 等
 - ・ 財務規律に係る明細等(同条3~8号)

2. 計算書類・信託帳簿の作成等

- **計算書類の作成**に際しては、**法令やガイドラインの遵守を前提**に、ガイドラインに記載がない事項に関する処理は、公益法人会計基準その他の公益法人の会計の慣行によります。ただし、軽量の公益信託等の場合、受託者の使用する会計基準によることも可能です(適用した会計基準を計算書類上明記)。
- 公益信託における「**信託帳簿**」(公表対象)は、**合計残高試算表**が該当します(※仕訳帳や総勘定元帳等で代用可)。
- 特定資産公益信託における「**計算書類**」は、収支決算書・財産目録・信託概況報告とすることができます。

公益信託認可ガイドライン 第6章(監督)

第6章は、公益事務開始後における公益信託の「監督」について記載しています。

【基本的考え方】(→公益法人制度と同様の考え方)

- **公益信託の自律的なガバナンス、適切な情報開示による国民のチェック機能**により公益信託の適正な運営を確保します。
- それでもなお適正な運営が確保されない場合に、制度の信頼性確保のため、**行政庁が実効性の高い監督措置**を講じます。

◆ 各種機会(認可等の審査、定期提出書類の確認、点検調査、外部からの情報提供等)を活用した公益信託の実態把握

(公益信託事務の適正処理確保のため必要な限度で実施)

- ◆ **報告徴収**(公益信託法第28条)
- ◆ **立入検査**(同上)
 - **重点検査**…監督処分等の必要性の判断を念頭に随時実施
 - **点検調査**…実態把握のために定期的実施
 - ・認可後、1~2年を目途に実施
(2回目以降の点検調査の在り方は、今後検討)
 - ・複数の公益信託の受託者に対しては、合理的理由がある場合を除き、同一受託者に対し概ね3年に1度の頻度を超えないよう、行政庁間で連携

内閣府における内部的な区分

【監督処分等】

…認可基準不適合、財務規律違反、定期提出書類の提出懈怠等、放置することが公益信託制度への信頼を損ねる可能性の高い場合に実施

- ◆ **勧告**(公益信託法第29条第1項)
- ◆ **命令**(同条第3項)
- ◆ **公益信託認可の取消し**(同法第30条)
[→公益信託の終了(同法第23条)]

- ※ **公益信託の監督は、一義的に受託者が対象**
- ※ 監督における行政庁と合議制の機関(公益認定等委員会等)との役割関係は、公益法人と同様

公益信託認可ガイドライン 第7章(移行認可)

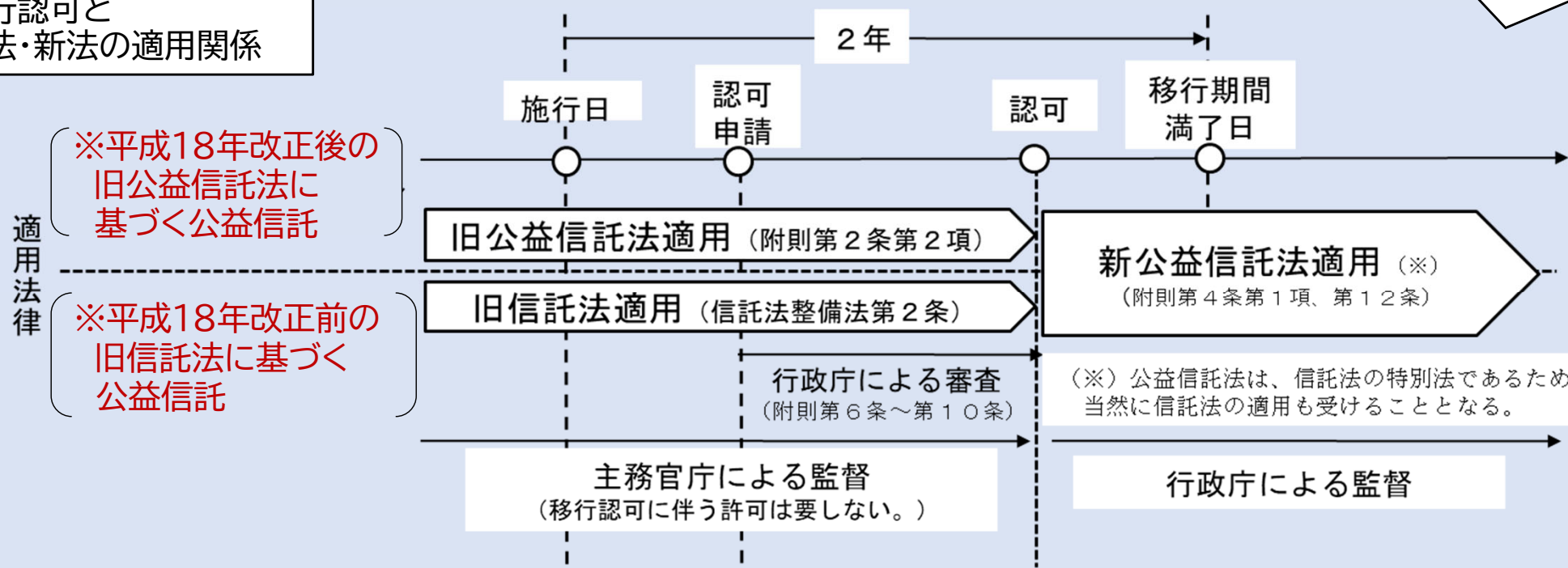
第7章は、公益信託法改正時に存在している**既存公益信託の新法対応への移行**について記載しています。

- 旧制度に基づく公益信託(旧公益信託)は、新公益信託法の施行日(令和8年4月1日)から**2年間(移行期間)**の間に、行政庁の認可(**移行認可**)を受けて、新公益信託法に基づく公益信託とすることができます。

- 移行認可の申請先は、新公益信託法に基づく行政庁(行政庁が国→行政庁となる場合も、その逆もある)
- 申請に当たり、**新公益信託法に適合するよう信託行為の変更をする必要があります**(当該変更主務官庁の許可は不要)
- 新規認可同様の認可基準・欠格事由+旧制度下で法令に反していないことが要件

- 移行期間満了日(令和10年3月31日)までに**移行認可申請をしていない旧公益信託**
→同日に**旧公益信託として終了**
※移行期間中は、拒否処分を受けた後も再申請が可能

移行認可と旧法・新法の適用関係



3. 内閣府の今後の取組



内閣府の今後の取組

- 新制度の施行を受けて、相談対応等を行うほか、定期提出書類の作成の手引等の作成、FAQ/契約書イメージを充実/運用状況を踏まえ、ガイドラインやシステムの継続的な見直しなどに取り組んでいきます。
- 新制度普及のための取組を進め、内閣府が主導してモデル事例の創出を図っていきます。

手引き・システム等の継続的整備

- ・ 変更認可申請/変更届出の手引き、定期提出書類の手引き等の整備
- ・ 契約書イメージの整備・拡充(事業型の公益信託など)
- ・ FAQ/分かりやすい公表資料の整備
- ・ 標準処理期間の設定・公表等


透明性を確保しつつ、運用の継続的見直し

- ・ 国・都道府県で、共通の考え方の下、透明な運用が行われるよう、相談窓口等の整備と共に内閣府が各事例の判断内容等を積極的に公開・情報発信
- ・ 事例集の作成・公表／公益信託認可(移行認可を含む)事例の紹介・情報発信
 - ⇒ 運用状況は、FAQや公表資料に随時反映(内閣府HPやYouTube動画等の更なる活用)
- ・ 内閣府は、制度の運用／運用見直しに当たり公益信託の関係者と継続的に対話。
- ・ 金融機関や受託者候補団体を通じた新規案件の掘り起こし／モデル事例の創出
 - ⇒ 中間支援組織(コミュニティ財団等)とも連携し、寄附含め全体的な民間公益活性化へ

制度見直し


- ・ 新制度の運用状況を踏まえ、ガイドラインやシステムは継続的に見直し
- ・ 必要があれば、公益信託規則等の見直しも検討(「5年後見直し」を待たない。)
- ⇒ 法施行後五年を目途に見直し(衆議院・参議院の附帯決議)を踏まえた検討も実施

公益信託に関する各種資料や情報等については、 内閣府「公益法人Information」で随時、公表しています。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人  nformation

サイト内検索 法人検索 行政庁への情報提供 [電子申請窓口](#)

委員会等からの情報を知る ▼ 公益法人を支える ▼ 公益法人として活動する ▼ 公益信託を知る ▲ 関係法令・公益法人制度を知る ▼



公益信託を知る

新しい公益信託制度の関連法令や制度解説など参考となる情報を掲載しています。

- 公益信託制度改革特集ページ
- こうえきしんたくんについて
- ガイドライン・手引き・これまでの質問集
- 公益信託関係法令
- お知らせ・公益信託制度検討の経緯

詳細はそれぞれのページから御確認ください。
今後も適宜、掲載資料の修正や追加等を行ってまいります。

公表資料(2026/5時点、主なものを抜粋)

【公益信託制度改革特集ページ/こうえきしんたくんについて/お知らせ・公益信託制度検討の経緯】

・**YouTube解説/新しい公益信託制度広報ツール/新公益信託制度解説資料(この資料)**

⇒ 2026年3月の東京での新制度セミナーの解説動画やチラシ・リーフレット等、新制度解説資料を掲載しています！

・「こうえきしんたくん」利用規程 ⇒ 「こうえきしんたくん」の使用申請をして承諾されれば、無償使用可能です！

【ガイドライン・手引き・これまでの質問集/公益信託関係法令】

・**公益信託ガイドライン・手引き・これまでの質問集** ⇒ ガイドラインや認可申請の手引き等をまとめて掲載しています！

・**公益信託関係法令** ⇒ 法律・政令・府令等について、適宜 [e-Gov](#)へのリンクを用意していますので御利用下さい！

<https://www.koeki-info.go.jp/trust/> からアクセスできます！ →



御清聴ありがとうございました！

